

福井県危機対策基本指針



健康長寿の福井

令和5年8月

福井県

目 次

第1 総則

- 1 目的 1
- 2 定義 1
- 3 責務 2
- 4 危機対策マニュアルの作成および見直し 2
- 5 最初動における心構え 3
- 6 危機対策の基本的考え方フロー 3

第2 事前対策

- 1 危機事象による被害等の想定 4
- 2 危機対策マニュアルの作成 4
- 3 緊急連絡網の整備 4
- 4 関係省庁、市町等との連携 4
- 5 資機材の確保 5
- 6 訓練の実施 5
- 7 危機対策意識の高揚 5

第3 応急対策

- 1 最初動における庁内情報共有 6
- 2 体制の整備 7
- 3 応急対策の実施 9

第4 事後対策

- 1 安全性の確認と復旧・復興の推進 10
- 2 被害者等への支援 10
- 3 再発防止策の検討・実施 10
- 4 対応の評価 10
- 5 危機対策マニュアルの見直し 10

第1 総則

1 目的

危機事象が発生しまたは発生するおそれがある場合に、県民の生命、身体、財産への被害を防止・軽減するため、各部局において実施する危機対策の基本的枠組みを示す。

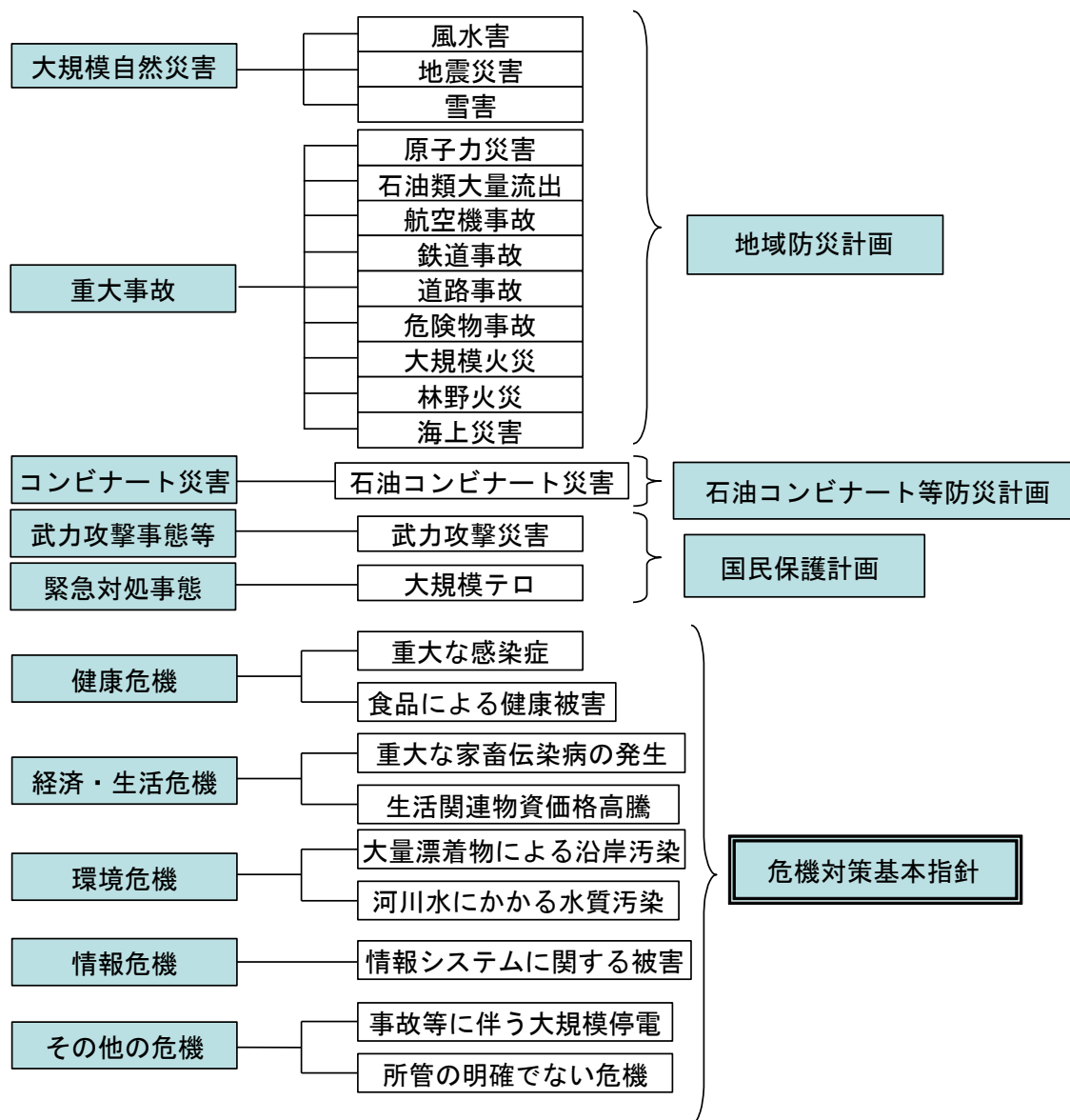
2 定義

(1) 危機事象の定義

本指針の対象とする危機とは、異常な現象や行為により、県民の生命、身体、財産に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じるおそれのある緊急事態とする。

ただし、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等および財政危機、経済危機など被害が直接的、突発的でない事象を除く。

(2) 想定される危機の種類および他の計画等との関係



(3) 本指針の対象とする具体的な危機事象

区分	想定される危機事象	所管部局
健康危機	原因が特定できない健康危機（異臭発生等）	健康福祉部
	不審郵送物による健康危機	健康福祉部
	新型インフルエンザ	健康福祉部
	感染症の発生、蔓延（エボラ出血熱、SARS等）	健康福祉部
	毒劇物による事件・事故	健康福祉部
	食の安心・安全（食品への異物混入、大規模食中毒等）	健康福祉部
	飲料水にかかる水質汚染	健康福祉部
経済・生活危機	重大な家畜伝染病の発生 （鳥インフルエンザ、口蹄疫等）	農林水産部 健康福祉部 エネルギー環境部
	有害鳥獣（ツキノワグマ）による人身被害の発生	エネルギー環境部
	野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生	エネルギー環境部
	県内の主要観光地における重大な事故	交流文化部
	県有施設・県主催イベントでの事件・事故 （火災、爆発物、不審者への対応等）	管理部局等
	県発注建設工事施行中の事故	発注部局
	消費生活に関する危機（生活関連物資価格高騰等）	防災安全部
環境危機	大量漂着物（木材・ポリタンク等）による沿岸汚染	エネルギー環境部
	河川水にかかる水質汚染	土木部
	下水道施設の事故・放流水にかかる水質汚染	土木部
	濁水	土木部
	県所管水道施設にかかる水質汚染・送水施設の事故	産業労働部
	光化学オキシダントによる健康被害	エネルギー環境部
	災害廃棄物による生活環境の悪化	エネルギー環境部
情報危機	情報システムに関する被害（不正アクセスによる個人情報漏えい・システムダウン等）	未来創造部
その他の危機	外部要因・事故等に伴う大規模停電	防災安全部
	山岳・海洋遭難	防災安全部
	公私立学校における重大事案	教育庁 総務部
	不審者（船舶）漂着	防災安全部
	海外での県民の事件・事故	産業労働部
	その他所管の明確でない危機事象	防災安全部

3 責務

- (1) 所管が明確な危機事象が発生した場合は、危機事象を所管する部局が主になって、あらかじめ作成した危機対策マニュアル等（危機事象に対応するため所管部局が作成する指針、計画等を含む。以下「マニュアル」という。）に基づき、関係部局と連携して対応する。
- (2) 所管部局が不明確な危機事象が発生した場合は、最初動においては危機管理課を中心として対応するが、知事の判断に基づき直ちに所管部局を指定するものとし、知事が不在の場合は福井県地域防災計画に基づく職務代理者が所管部局を指定する。
- (3) 総合調整は、危機管理課が行い、マニュアルの活用および福井県地域防災計画等の準用により、関係部局と連携して対応する。

4 危機対策マニュアルの作成および見直し

各部局は、本指針に示される枠組みを基に、想定される危機事象別にマニュアルを作成する。

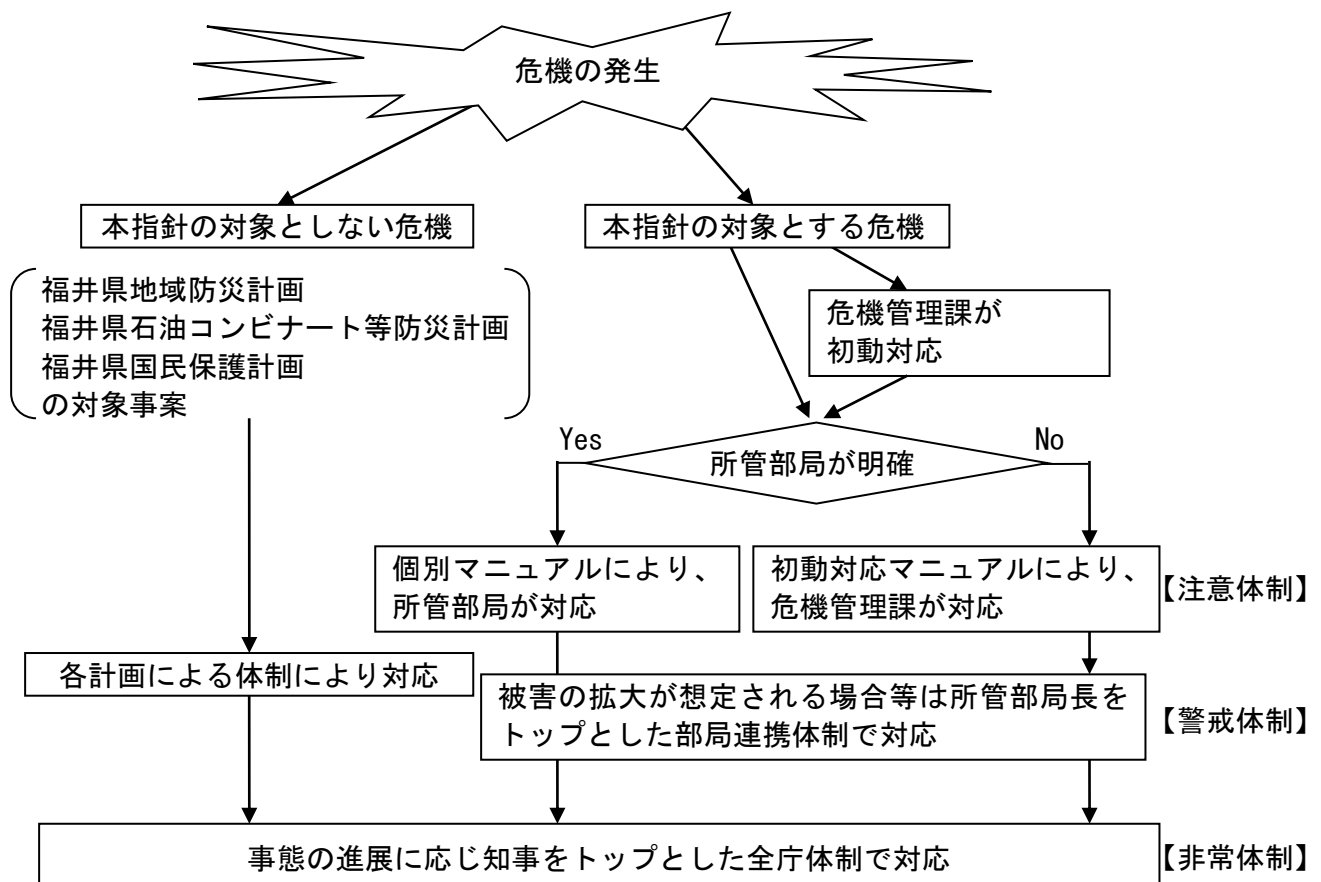
また、本指針およびマニュアルは、社会情勢の変化や関連する法令、制度の新設・改定があったとき、県が新たな危機対策の施策を決定したとき、危機事象等が終息し、修正が必要と認められたときなどには随時見直しを行う。

5 最初動における心構え

危機事象が発生したときには、各職員は以下にあげる心構えを遵守し、初動対応に当たる。

- (1) 県民の生命、身体、財産を自分たちが守っているという意識を持つこと
- (2) 事前対策により被害を出さないことを第一とし、万が一、被害が生じた場合は応急対策により被害の低減に努めること
- (3) 危機事象発生の予兆に敏感になること
(誰であっても、最初に気付いた職員が互いに連絡を取り合う等)
- (4) 応急対策のためには情報が必要であることを念頭に、消防防災ヘリによる偵察、職員の参集途上の情報や住民から提供された情報など、幅広い情報収集を行うこと
- (5) 常に最悪の状況を想定して先取りした行動を心がけること
- (6) 応急対策において空振りは構わないが、見逃しは許されないことを認識すること
- (7) 応急対策を行う庁舎内の安全と対策本部機能の確保に留意すること
- (8) 危機は絶えず進化し、新しい顔をもって我々に向かってくることから、想像力を働かせ、何が起るのか、どのような結末となるのか、常に全体像を把握して、自らの役割を自覚すること

6 危機対策の基本的考え方フロー



第2 事前対策

1 危機事象による被害等の想定

各部局は、所管する危機事象およびその対策の現状を把握するとともに、把握した現状を基に、その被害の程度と影響の大きさ等を想定し、マニュアルに明記する。

2 危機対策マニュアルの作成

- (1) 各部局は、危機事象の被害等の想定を基に、事前対策、応急対策、事後対策を内容とするとともに、下記の事項を備えたマニュアルを作成することとし、危機管理課はこれを支援する。
 - ① 危機発生時の役割分担を明記すること
 - ② 情報収集すべき項目を明記すること
 - ③ 関係機関等の連絡先を明記すること
(休日・夜間の連絡が可能な場合は、その連絡先も併記する)
 - ④ 情報伝達の基準、経路を明記すること
 - ⑤ 関係機関と連携する必要がある場合の依頼事項等を明記すること
 - ⑥ 積極的に県民や関係機関へ情報提供する旨を明記すること
 - ⑦ 危機事象による被害者およびその家族等へのケアを明記すること
- (2) 各部局がマニュアルを作成するときは、関係部局、関係機関等と十分に協議・調整し、作成後は危機管理課に報告する。
- (3) 各部局は、マニュアルの作成にあたっては、下記の事項に留意する。
 - ① 県民の生命、身体を保護するために、人命を最優先に行動すること
 - ② 被害者等の生活を守るために、人権に配慮した対応を行うこと
 - ③ 県民の避難誘導が必要な場合、その手順等を明記すること
 - ④ 高齢者や障がい者などの要配慮者への配慮を記載すること
 - ⑤ 被害の拡大を防ぐために、危機事象による二次被害の回避に努めること
 - ⑥ 対応に当たる職員や関係者の安全性に配慮した対策を実施すること
 - ⑦ 生態系への影響を軽減するため、環境への負荷を考慮した対策を実施すること
 - ⑧ 的確な情報収集を実現するために、可能な限り現場から迅速に情報収集を行うこと
 - ⑨ 県民に正しい情報を迅速に伝えるため、積極的な広報を行うこと
 - ⑩ 応急対策等の実施にあたっては、県のイメージに対する影響を考慮しながら対策を行うこと

3 緊急連絡網の整備

- (1) 各部局は、危機発生に備えて、知事以下の関係職員の連絡先を掲載した緊急連絡網を整備し、関係職員に配布する。
- (2) 各部局は、自らの部局が所管する危機について、連絡責任者（政策参事等）を指定し、夜間・休日を含めた連絡を可能するとともに、他部局からの連絡を確実に受領するための体制を整備する。
- (3) 各部局は、作成した緊急連絡網を危機管理課に報告する。
- (4) 各部局は、人事異動などに伴い、緊急連絡網の内容に変更があった場合も危機管理課に報告する。

4 関係省庁、市町等との連携

- (1) 各部局は、危機事象発生時に適切な対応を行うため、近隣府県等との間で相互応援協定の締結を含めた広域的相互応援体制を整備する。
- (2) 各部局は、平常時から関係省庁・市町・関係機関・団体およびボランティア等との連携を強化し、相互の連絡窓口を事前に確認しておくとともに、その内容をマニユ

ルに記載する。

5 資機材等の確保

各部局は、所管する危機事象の対応に必要な資機材等を備蓄する。なお、備蓄に当たっては、要配慮者に配慮した物資の整備に留意する。

また、備蓄に適さない資機材等については、危機事象が発生した場合に円滑に調達できるよう、関係者との事前協定を締結するなど事前に調整しておく。

6 訓練の実施

各部局は、定期的な訓練の実施により、職員の意識・対応能力の向上を図る。

また、訓練を通じてマニュアル等に基づく対応体制の実効性を確認し、必要な見直しを加える。

7 危機対策意識の高揚

(1) 職員向け研修等の実施

ア 各部局は、担当職員が危機事象に関連する法令を熟知し、危機発生時に迅速な対応を行うことができるよう、平素からの知識、技能習得に努める。

イ 各部局は、危機事象対応の研修会や事例研究等を実施する。

ウ 危機管理課は、各部局の訓練等を支援する。

(2) 市町および県民向け研修等の実施

ア 各部局は市町に対し、危機対策のための職員向けの研修や訓練を実施するよう指導する。

イ 各部局は県民に対し、被害の発生防止や最小化を図るために研修会等を開催する。

第3 応急対策

1 最初動時における庁内情報共有

(1) 基本的な考え方

- ア 各部局は、あらかじめ作成した緊急連絡網により、部局長、副部長、政策参事および危機管理課へ危機発生情報を伝達する。また、必要に応じて関係部局等にも情報を伝達する。
- イ 知事等への報告については、危機の所管が明確な場合は部局長が報告する。なお、危機の所管が不明な場合は危機管理監から報告する。
- ウ 危機発生時においては、不確定な断片情報であっても緊急連絡網に沿って速報し、詳細は追加情報として続報で報告する。

(2) 情報伝達の流れ

ア 情報の収集・管理

- (ア) 各部局は、危機事象が発生し、また発生するおそれのある場合には、情報収集のための人員配置を行い、必要に応じて職員を現地に派遣する。
- (イ) 各部局は、総合防災センターを活用し、的確な情報収集と、収集した情報の一元化および情報の共有化を図る。

イ 情報の入手・伝達

- (ア) 職員が、危機事象に関する情報を入手した場合は、当該危機事象を所管する課（室）に連絡する。なお、担当課（室）が不明な場合には、危機管理課に連絡する。
(宿日直県職員および危機対策連絡員は、可能な限りニュース速報のテロップなどを注視して、危機事象に関する情報の収集に努める)
- (イ) 連絡を受けた当該危機事象の担当課（室）職員は、自所属の課（室）長に報告する。
- (ウ) 当該危機事象の担当課（室）長は、当該部局の長に連絡するとともに、併せて危機管理課に連絡する。
- (エ) (ウ)の報告を受けた、当該危機事象を所管する部局の政策参事は、当該危機事象に関係する部局の政策参事にも連絡する。連絡を受けた関係部局の政策参事は、当該部局内の関係課に連絡する。
- (オ) 上記(ア)から(エ)の危機事象に関する情報の報告・伝達は、原則として別紙報告様式により行う。
- (カ) 知事への報告については、所管が明確な危機事象の場合には、担当部局長が報告する。

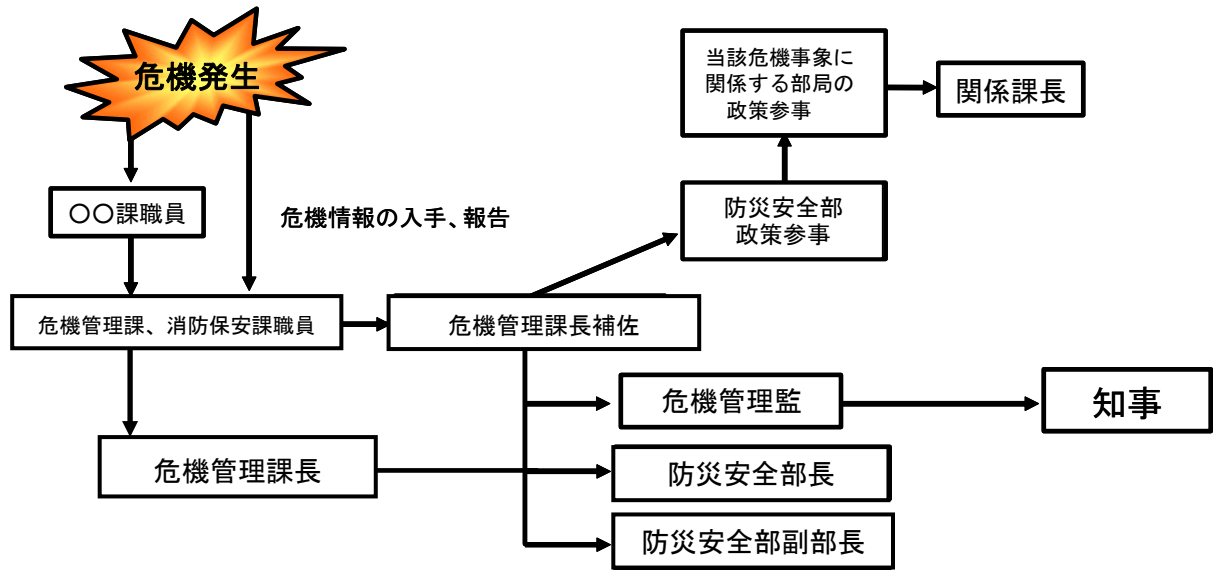
(3) 情報収集における留意事項

各部局は、危機事象が発生した場合は、以下の内容を中心として情報を収集し、報告様式にまとめ、必要な情報の未収集および情報の錯綜を防止する。

【情報収集項目の概要】

- 1 危機の概要等
「危機の種別・概要」「発生日時・場所」「状況推移の見込み」
- 2 被害状況
「避難状況・必要性」「死傷者の人数・状況・搬送先」「住所・氏名・年齢」
「生命・身体・財産への被害の状況」
- 3 関係機関の活動状況
「消防・警察等関係機関の体制・活動状況」「警戒区域等の設定状況」
「県民生活への影響」など

【参考】 危機発生時の情報伝達ルート



2 体制の整備

(1) 危機事象に対応する対策本部等の設置

各部局は、危機事象が発生した場合には、知事に報告するとともに、その指示に基づき、危機対策のための体制をとる。

各部局が体制をとる場合は、危機対策本部設置要領を参考に機能別に班を編成する。ただし、危機事象発生後は、その内容や事態の変化に応じ、それぞれの体制の責任者の指示に基づき班編成を変更する。

なお、対策本部等は、原則として県庁10階総合防災センターに設置する。

ア 注意体制（主として部局単独による体制）

危機事象が発生し、または発生のおそれがある場合は、危機事象の所管部局を中心に注意体制をとり、必要に応じて所管部局長が関係各課長を召集し、「事故・事件等連絡会議」を開催する。

注意体制においては主に情報収集を行うものとし、必要に応じて24時間体制での対応を行う。危機事象の兆候等を覚知した場合は、危機発生時の情報伝達ルートに基づき必要な情報を共有する。なお、危機事象が拡大するおそれがある場合は知事の指示に基づき、警戒体制または非常体制へ移行する。

イ 警戒体制（部局連携体制）

被害の拡大が予想される場合は、危機事象の所管部局を中心に警戒体制をとり、部局長を本部長、関係各課長を本部員とする「事故・事件等警戒本部」を設置する。

警戒本部は、情報収集を行うとともに、危機事象の被害拡大を防ぐための措置を実施する。危機事象が拡大するおそれがある場合は知事の指示に基づき、非常体制へ移行する。

ウ 非常体制（全庁体制）

危機事象による被害が県下全域に及ぶ場合、または知事が必要と認める場合は、非常体制をとり、知事を本部長とする「事故・事件等対策本部」を設置する。

また、対策本部の副本部長として副知事および危機管理監を充て、危機事象の

内容に応じて対策本部員として教育長、各部長、会計管理者をもって充てる。

対策本部は、危機事象の被害を軽減・防止するために、警察、消防など関係機関と連携し、各種の対策を実施する。

参考 事故・事件等対策本部組織、現地対策本部組織の例

区分	役割
本部長	危機対策の総括、職員を指揮監督
副本部長	本部長の補佐、本部長不在時の職務代理
本部員	部局の指揮監督
事務局長	対策本部の事務の総括、総合調整
総務班	会議資料、記録の作成等の会議運営 通信手段の確保
対策班	対応方針の検討、関係機関等との連絡調整
情報班	被害情報の収集・伝達、関係機関からの情報収集・報告
広報班	報道機関への資料提供、記者会見等の広報活動
関係機関との連絡員	県の実施する対策の内容伝達 関係機関の実施する対策を県対策本部に伝達

(2) 現地対策本部の設置

警戒本部、対策本部が設置された場合、本部長は必要に応じて、現地対策本部を設置する。

参考 現地対策本部組織の例

区分	役割
現地対策本部長	現地における職員の指揮監督
現地対策班	救助活動、農家等支援、防疫救護 土木建築、その他業務
情報班	現地被害情報の収集・伝達 対策本部が行う施策の周知徹底 通信手段の確保

※班の編成については、現地の県出先機関と調整を行う。

(3) 本部長等が不在の場合

本部長等が不在の場合には、福井県地域防災計画を基に職務代理者を置き、職務代理者が体制を決定する。

(4) 本部の職員等の配置

各部局は、危機対策にあたる職員の配置計画を、危機事象の態様、規模等に応じあらかじめ定める。

(5) 関係機関の招聘

本部長は、危機事象の内容に応じて、警察、消防、自衛隊等の関係機関や民間の専門家等を本部に招聘し、その意見を求める。

3 応急対策の実施

(1) 被害者への対応

危機事象発生直後においては、県民の生命・身体を守ることを最優先に、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を実施する。

(2) 被害の拡大防止

ア 避難誘導

(ア) 各部局は、必要に応じてマニュアルに従い、市町と連携しながら被害者への避難誘導を行う。

(イ) 避難誘導の際は、高齢者等の要配慮者に対し特に配慮する。

イ 二次被害の防止

(ア) 各部局は、危機発生箇所等の安全性を点検し、危険箇所への立ち入りを制限するなど応急措置を実施する。

(イ) 二次被害が懸念される場合は関係機関との間で情報の共有化と連携を図る。

ウ 対処方法の周知

発生した危機事象の被害防止の対処方法が明確な場合は、市町や消防等の関係機関および県の広報紙等を通じ、県民に速やかにその対処方法を周知する。

(3) 関係省庁、市町等との連携

ア 各部局は、必要に応じて、隣接府県等とあらかじめ定めた広域的相互応援体制を活用する。

イ 各部局は、関係省庁から情報収集を行うとともに、現地における関係機関との情報共有や活動連携のため、必要に応じて、市町、関係機関に職員を派遣する。

(4) ボランティアとの連携

各部局は、必要に応じて、事件・事故等対策本部にボランティア班を設け、ボランティア推進団体等と連携をとりながら、ニーズに応じたボランティアの調整・あつせんを行うとともに、資機材の調達などを行い、活動に必要な環境を整備する。

(5) 相談窓口の設置

各部局は、必要に応じて、県民等からの問い合わせに対応するため、関係部局、関係機関等と連携して、直通電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を整備する。

(6) 要配慮者に対する支援

各部局は、高齢者、障害者、妊産婦、外国人その他の要配慮者に対し、早期に避難を行うなど、市町と連携した支援を行う。

なお、この場合、危機による被害を防ぐことを最優先し、個人情報保護の過剰反応とならないよう留意する。

(7) 広報活動

ア 被害者、県民への情報提供

各部局は、危機事象発生時の混乱を防止し、県民の安全・安心を確保するため、危機事象の発生状況や応急対策の実施状況等について、関係機関の協力のもと、TV、ラジオ、新聞、インターネット等を活用し情報提供を行う。

イ 情報提供における留意点

各部局は、報道機関へ情報提供を行うにあたっては、広報広聴課の協力を得て危機対策業務に支障が生じることのないようにする。また、報道機関への情報提供の内容、発表時期および方法等については、広報広聴課と協議する。

ウ 風評被害の防止

各部局は、危機による風評被害を未然に防止または軽減するため、観光誘客課等関係課の協力を得て必要な広報活動を行う。

第4 事後対策

1 安全性の確認と復旧・復興の推進

(1) 安全性の確認と終息宣言

ア 各部局は、危機事象に係る応急対策が概ね完了したときには、関係部局および関係機関と協力して早急に安全性を確認する。

イ 各部局は、安全性が確認された場合、必要に応じて、報道機関へ情報提供を行うとともに、広報紙やインターネットなど多様な方法を活用し、終息宣言を実施する。

ウ 終息宣言を出した時点で、対策本部等を廃止する。

エ 各部局は、終息宣言を出した後も、必要に応じて危機事象の監視体制を継続する。

(2) 生活再建と復旧・復興

ア 各部局は、危機事象の発生による県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な生活再建と応急復旧・復興を実施する。

イ 各部局が実施する復旧・復興については、県民や関係機関の理解を得ながら、施設などのハード面のみならず、風評被害などのソフト面にも留意しながら計画的に実施する。

2 被害者等への支援

(1) 健康相談の実施

健康福祉部は、必要に応じて、生活環境の変化等から生じる県民の健康不安、または体調の変化を早期発見するため、市町等と連携しながら、医師、保健師等による巡回健康相談を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

健康福祉部は、必要に応じて、危機事象発生による被害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の相談に関する相談窓口の設置や被害者へのアフターケアを実施する。

(3) 各種相談窓口の設置

各部局は、必要に応じて、被害者等の生活再建を支援するための各種相談窓口を設置する。

3 再発防止策の検討・実施

各部局は、危機事象の発生原因を究明し、課題を整理したうえで、再発防止策を検討・実施する。

4 対応の評価

(1) 各部局は、危機事象終息後に危機事象発生に関する報告書等を作成するとともに、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を内容とする事後評価を行う。

(2) 各部局は、関係部局および関係機関等に対して、事後評価の情報提供および共有化に努める。

5 危機対策マニュアルの見直し

(1) 各部局は、危機事象の終息後速やかに、4の対応の評価を基に、一連の対応について総括し、必要に応じて、関係部局および関係機関等と協議しながらマニュアルの見直しを実施する。

(2) 各部局は、マニュアルを見直した場合、速やかにその内容を危機管理課に報告する。